

子育て ハンドブック

南越前町



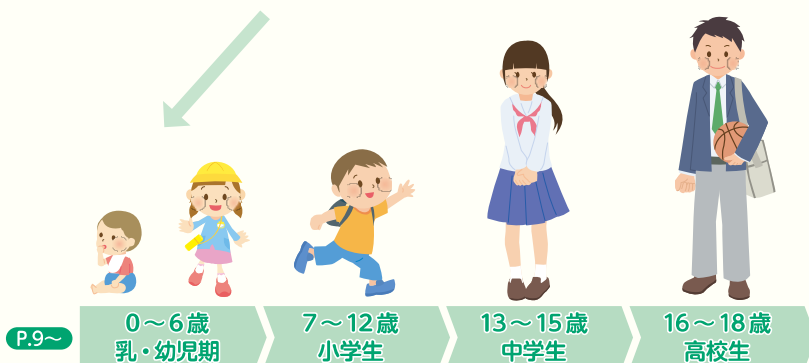
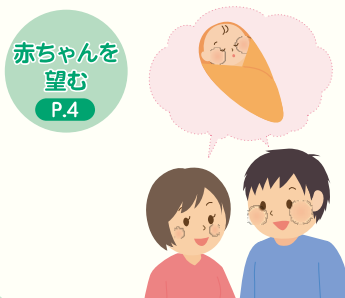
目 次

	子育てライフ（結婚→出産→保幼小中高校生）	1
	結婚（結婚祝金・住宅の助成等）	2
	赤ちゃんを望む	4
	赤ちゃんができた	5
	赤ちゃんが生まれた	6
	母子健康手帳はお子さんの発育履歴帳	8
	予防接種を受けよう	9
	乳幼児健診を受けよう	10
	困ったときは相談しよう	12
	子育て支援センターに行ってみよう	14
	保育園・認定こども園の利用について	16
	助成・手当を活用しよう	18
	ひとり親家庭のための制度	20
	障害のあるお子さんをもつ家庭のための制度	22
	お子さんを預けたいとき	24
	児童館で遊ぼう	26
	子育てマップ	28



子育てライフ

結婚から高校を卒業するまで充実サポート





結婚（結婚祝金・住宅の助成等）

結婚や南越前町でのくらしに対して各種助成等の制度を用意しています。

子育て支援金

対象者 南越前町に住所を有する又は転入された子どもの養育者

内 容 ・第1子及び第2子の場合 100,000円
・第3子以降の場合 300,000円
(転入者の方)
・第1子及び第2子の場合 50,000円
・第3子以降の場合 150,000円
※中学校を修了するまでに転入者されたお子様に限りです。

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

結婚定住促進事業

対象者 結婚を機に町内に定住していただける方

内 容 ・40歳未満の方 100,000円
・結婚当事者の一方又は双方が40歳以上の方 200,000円

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業補助金

対象者 町分譲地に住宅を新築した者で、補助金申請時(住宅 completion)に満40歳未満の者

内 容 ・40歳未満の申請者…町分譲地売買価格の1/5
・30歳未満の申請者…町分譲地売買価格の2/5

問い合わせ 建設整備課：47-8003

定住に向けた住宅新築促進事業補助金

対象者

【新築住宅を取得した場合】

- ・町内に新築住宅を建設し、居住する方
- ・補助事業者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯

内 容 対象経費の1/10（限度額 500,000円）

問い合わせ 建設整備課：47-8003

結婚新生活支援事業

対象者 南越前町に住所を有し、婚姻日時点で双方の年齢が39歳以下かつ夫婦の合計所得が500万円未満などの条件を満たす新婚夫婦

内 容 新居購入費・家賃・引っ越し費用・リフォーム費用（限度額 600,000円）

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

U25 夫婦支援金

対象者 結婚新生活支援事業と同様の条件を満たし、夫婦どちらかの年齢が 25 歳以下である新婚夫婦

内 容 夫婦 1 組あたり 100,000 円

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

南越前町住宅政策 ふるさと企業活性化 奨励事業補助金

対象者

- ・町内に新築住宅を建設し、居住する方
- ・町の住宅関係補助制度に採択（新築住宅）されていること
- ・補助事業者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯
- ・町内に主たる営業所を有する建設業者が行う工事

内 容 定額 300,000 円

問い合わせ 建設整備課：47-8003

多世帯近居住宅 支援事業補助金

対象者

- ・新たに直系親族と近居する者（ただし、直系卑属の単独世帯は除く。）
- ・近居するために、一戸建て住宅を建設又は購入する者
- ・県内に主たる営業所を有する建設業者が行う工事

内 容 対象経費の 10/10（限度額 500,000 円）

問い合わせ 建設整備課：47-8003

多世帯同居 リフォーム支援 事業補助金

対象者

- ・間取りの変更工事・バリアフリー改修工事・設備の改修工事等を町内に主たる営業所を有する建設業者が行う工事
- ・既存住宅をリフォームし、新たに多世帯同居をする者又は多世帯同居の世帯数が 1 以上増加する者
- ・同居者のいずれかの住民票異動日が 補助申請日から遡って 6 ヶ月以内であること

内 容 対象経費の 1/2（限度額 900,000 円）

問い合わせ 建設整備課：47-8003

空き家住まい 支援事業補助金

対象事業

空き家情報バンクに登録されている町内の一戸建て住宅の購入又はリフォーム

対象者

- (1) 空き家購入への補助
空き家を購入する移住者及び子育て世帯・新婚世帯
- (2) 空き家リフォームへの補助
 - ① 空き家を購入する移住者及び子育て世帯・新婚世帯
 - ② 空き家を賃借する移住者及び子育て世帯・新婚世帯
 - ③ 空き家を賃貸する空き家所有者

内 容

【購 入】対象経費の 1/3（限度額 600,000 円）

【リフォーム】対象経費の 1/3（限度額 600,000 円）

問い合わせ 建設整備課：47-8003



赤ちゃんを望む

福井県不妊検査・一般不妊治療費助成事業

問い合わせ 福井県健康福祉部 子ども未来課：0776-20-0341

- 対象者** 不妊検査および一般不妊治療（体外受精や顕微鏡受精、人工受精等を除く不妊治療）を受けた夫婦
- 助成額** 助成対象費用にかかる自己負担額の 1/2
- 助成回数** 1組の夫婦につき 1 回限り

福井県特定不妊治療費助成事業

問い合わせ 丹南健康福祉センター：0778-22-4135

- 対象者** 特定不妊治療等*を受けた夫婦
- 助成額** 特定不妊治療等を受けた場合に、その費用の一部を助成します。

※特定不妊治療等

特定不妊治療	体外受精及び顕微鏡受精（凍結胚移植を含む） ※保険適用の有無問わない
先進医療	保険適用の特定不妊治療と組み合わせて実施した先進医療
男性不妊治療費助成	特定不妊治療と併せて実施した精巣内精子採取術

南越前町特定不妊治療費助成事業

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

- 対象者** 特定不妊治療等*及び男性不妊治療（特定不妊治療に伴い実施した精巣内精子採取術）を受けた夫婦
- 助成額** 特定不妊治療等及び男性不妊治療を受けた場合に、その費用の一部を助成します。

※特定不妊治療等

特定不妊治療	体外受精及び顕微鏡受精（凍結胚移植を含む） ※保険適用の有無問わない
先進医療	特定不妊治療と組み合わせて実施した先進医療
審議中の技術	特定不妊治療と組み合わせて実施した先進医療会議にて審議されている技術

ご存知ですか？

**マタニティ
マーク**



妊娠初期は、赤ちゃんの成長やお母さんの健康の維持にとっても大切な時期です。しかしながら外見から妊娠していることがわかりずらく、周囲からの理解が得られにくい現状があります。マタニティマークは、妊婦の方が身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。

「席を譲る」「重い荷物をもってあげる」など、周囲の人は妊婦の方や小さな子ども連れの方に対して思いやりの心をもちましょう。



赤ちゃんができた！

ママのお腹の中に新しい命が宿りました。約10ヶ月、お腹の中で元気に育つ赤ちゃん。生まれてくるまでに、心と身体の準備を整えていきましょう。

母子健康手帳

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

妊娠がわかったらまず母子健康手帳をもらいましょう。母子健康手帳は保健師からお渡しします。

- 交付場所：保健福祉課
 - 交付時間：月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ※時間外に希望のある方は、事前にご連絡ください。

妊婦健康診査

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

一般健康診査や初期血液検査、子宮頸がん検診等が公費負担で受けられます。公費負担限度額を超えた場合は自己負担となります。

- 方法：母子健康手帳交付時に受診票が交付されます。受診票は、県内医療機関で利用可能です。
 - 回数：妊婦健康診査…14回まで
- 妊娠初期の初期血液検査、子宮頸がん検診なども受けられます。

※里帰りなどで県外医療機関で受診した場合、別に申請が必要です。

※妊娠中に町外へ転出された場合受診票は使用できません。転出先の市町村にお問い合わせください。

マタニティセミナー

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

健やかな妊娠期間を過ごして、安心して出産・子育てにのぞむためのアドバイスが受けられます。

- 回数：年2回
 - 場所：南条保健福祉センター
- ※対象妊婦の方には個別通知します。

妊婦面談

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

妊娠届出を行った妊婦の方が、安心して妊娠期を過ごしていただくために、保健師による妊婦面談を行います。妊娠・出産・育児に関する情報提供を受けたり、様々な相談を行うことができます。

妊娠8カ月頃の相談

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

妊娠8カ月頃の妊婦の方に対して、保健師によるアンケートや電話相談、面談を行います。安心して妊娠・出産・育児期を過ごすための相談を行うことができます。



赤ちゃんが生まれました！

心待ちにしていた赤ちゃんが誕生しました。ここから本格的な子育ての始まりです。赤ちゃんが生まれたらまず何をすべきなのか、確認しておきましょう。

新生児聴覚スクリーニング検査 問い合わせ 保健福祉課：47-8007

新生児聴覚スクリーニング検査が無料で受けられます。

- 方法：母子健康手帳交付時にお渡しする妊婦・産婦健康診査受診票・新生児聴覚スクリーニング検査受診票綴に綴られています。
- 検査時期：①初回検査 生後 3 日以内 ②確認検査 生後 1 週間以内

出生届と出生連絡票 提出先 町民税務課：47-8015

赤ちゃんが生まれたら、出生から 14 日以内に出生届に母子健康手帳を添えて提出してください。出生連絡票は、赤ちゃん訪問のときに必要となる書類のため、合わせて提出しましょう。

赤ちゃん訪問 問い合わせ 保健福祉課：47-8007

4 か月までに保健師が自宅を訪問します。母子の健康維持や安心して育児ができるよう母子に寄り添った相談を行います。

産婦健康診査 問い合わせ 保健福祉課：47-8007

産婦健康診査が無料で受けられます。産後は心身ともに不安定になりやすい時期です。産後の健康を守るために、必ず受診しましょう。

- 方法：母子健康手帳交付時にお渡しする妊婦・産婦健康診査受診票・新生児聴覚スクリーニング検査受診票綴に綴られています。県内医療機関で利用可能です。
 - 受診時期・回数：産後 2 週間に 1 回、産後 1 ヶ月に 1 回の計 2 回以内
- ※里帰りなどで、県外医療機関で受診した場合、別に申請が必要です。
※産後 2 週間の健診を行っていない医療機関の場合、産後 1 ヶ月健診のみでも可能です。

産後ケア事業 問い合わせ 保健福祉課：47-8007

助産師により、自宅や助産所等で産後のケアが受けられるサービスです。

- 方法：産後ケア利用希望の方は保健福祉課にご連絡ください。対象の方に受診券を発行します。助産師に希望日を伝え、自宅や助産所等にて受診をした際に受診券を提示してください。
 - 受診時期：出産後 1 年未満
- ※受診費用の一部（利用料）をお支払いいただきます。
※里帰りなどで、県外にて産後ケア利用希望の方も、保健福祉課にご連絡ください。

心を元気に笑顔いっぱいの育児を

妊娠、出産、育児。短期間のうちにママの体と心には次々と大きな変化が起こります。特に出産後は女性ホルモンの急激な変化や慣れない育児でママの心への影響も大きい時期です。

● マタニティブルー

出産直後から数日後まで、大した理由が無くても不安になったり、涙もろくなったり、無気力になることがあります。女性ホルモンの影響によるもので誰にでも起こり得る一般的なものです。

● 産後うつ

マタニティブルーの症状が2週間以上続き、憂うつや自信の喪失などの症状がある場合、産後うつの可能性があります。

ゆっくり体を休める 時間を作る

育児に追われ、睡眠や休息が取れないことも少なくありません。近親者のサポートを受けたり一時預かりを利用するなど、「休める時間」を確保しましょう。

つらい気持ちを 共有する

つらい気持ちをパートナーや実母など、身近な信頼できる人と共有するようにしましょう。自分一人で辛い気持ちを抱え込まないことが大切です。

気軽に話し合える 仲間を作る

地域の子育て支援センターなどに参加し、子育てについて気軽に話し合える友達を作ることも良いでしょう。

気持ちがつらく、不安になること等がありましたら、一人で抱えずに、お気軽に子育て世代包括支援センター（P.12）や産婦健診の際に医療機関にご相談ください。

子育てはパパの力も必要です

最近では、子育てを楽しむ男性を「イクメン」と呼ぶなど、パパの子育て参加が多くなってきました。子育てはママだけのものではありません。パパにしかできない子育てもあります。家族みんなで協力して子育てを楽しみましょう。



仕事と子育ての両立を支援する制度については…

区分	相談機関・電話番号	相談時間
休業・休暇等 について	福井労働局雇用環境・均等室 0776-22-3947 育児休業は会社に制度がなくてもとることができます。ご相談を!!	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～ 午後5時15分
育児休業給付金 について	ハローワーク武生 0778-22-4078	



母子健康手帳は お子さんの発育履歴帳

妊娠時に交付される母子健康手帳には、子育てに関する多くの情報が載っています。

母子健康手帳は、妊娠初期からの母子の健康記録です。健診や予防接種、急に病院に行く際にも必ず持参しましょう。診療の手助けになるほか、お子さんの成長を記録できるものとなります。



日ごろから細かく書き込むクセをつけるようにしましょう。

お子さんが、高校・大学入学、留学のときなど、発育歴や予防接種歴が必要なきがあります。あわてないため、記録しておきましょう。



●前半は記録ページ

妊娠から出産、健康記録として、保護者や医療・保健関係者が記入する部分です。

●後半は情報掲載ページ

母子の健康を守り、健やかな成長を応援するために必要な情報が掲載されています。妊娠時に交付されたら、まずはよく読んでみましょう。

お子さんの年齢ごとの 成長記録ページ

お子さんの成長で気づいた点などを記入しましょう。

予防接種や病気の 記録ページ

いつどんな病気にかかったか、予防接種は受けたかこまめに記入しましょう。



予防接種を受けよう

赤ちゃん自身が生まれたときにもっていた免疫は、自然に失われていきます。病気にかからないためにも免疫をつくるが必要になってきます。その手助けとなるのが予防接種です。

対象となるお子さんの家庭には、通知書で接種をお知らせしています。接種の機会を逃さないよう、スケジュールを確認しておきましょう。また、町では、予防接種に関する冊子を出生届出に合わせて配布しています。事前に読んでおき、予防接種の必要性や効果、副反応などを理解しておきましょう。

■ 予防接種カレンダー【乳幼児版】

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

		対象疾病 (ワクチン)	2 か 月	3 か 月	6 か 月	8 か 月	1 歳	1 歳 半	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	対象年齢 (公費で 受けられる期間)
定期 予 防 接 種	生 活 ワ ク チ ン	ロタ ウィルス	1価 5価	①② ①②③			生後6週から接種可能、 1回目は8週～15週未満を推奨										1価は生後24週0日まで、 5価は生後32週0日
		BCG			①		BCGの標準的接種時期 は生後5～8か月です										1歳未満 (誕生日前日まで)
		麻疹 風しん 混合					①					②	(就学前1年間)				(第1期)1歳～2歳未満 (第2期)5歳～7歳未満
		水痘 (平成26年10月から 定期化)					①		②								1歳～3歳未満
		B型肝炎 (平成28年10月から 定期化)		①②	③												1歳未満 (誕生日前日まで)
	不 活 化 ワ ク チ ン	4種混合 (ジフテリア・百日咳・ 破傷風・不活化ポリオ)		①②③		④											2か月～ 7歳6か月未満
		日本脳炎								①②③					④		6か月～7歳6か月未満 (第2期)9歳～10歳未満
		ヒブワクチン	①②③			④											2か月～5歳未満
		小児用肺炎 球菌ワクチン	①②③			④											2か月～5歳未満

(令和5年4月現在：予防接種法等に基づいて作成)

定期予防接種…定められた期間内であれば、公費で受けられます。詳しくは、出生時にお渡ししてあります、冊子「予防接種と子どもの健康」を確認してください。

接種間隔……かかりつけ医とよく相談し、体調の良いときに接種しましょう。

令和2年10月から「別のワクチン」との接種間隔が変更しました。「生ワクチン」同士の接種間隔は、27日以上必要ですが、それ以外は制限がなくなりました。「同じワクチン」同士の接種間隔はワクチン毎に決められています。ただし、コロナワクチンの前後に他の予防接種を行う場合は、13日以上の間隔をおいて下さい。



乳幼児健診を受けよう

乳幼児健診は、赤ちゃんが健やかに育っているかを調べたり、成長や発達の心配ごとや不安なことを相談できる場です。定期的を受診するようにしましょう。健診や教室は全て無料で受診できます。

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

乳児期

健診種別	名 称	内 容	その他
個別健診	1 か月児健診	赤ちゃんの健やかな発育のための健康診査です。	● 対象者には通知が届きます。 (1 か月児健診は通知がありません。) ● 事前にご予約の上、県内の医療機関にて受診してください。 ● 県外医療機関で受診した場合、別に申請が必要です。
	4 か月児健診		
	9～10か月児健診		
集団健診	赤ちゃん健診 (6～7か月児)	専門スタッフによる子育て相談のほか、離乳食や予防接種など子育てに関する情報を知ることができます。	● 対象者には通知が届きます。 ● 南条保健福祉センターで年6回実施。



幼児期

健診 種別	名 称	内 容	その他
集 団 健 診 ・ 集 団 教 室	1歳6か月児健診	身体測定をはじめ問診や発育相談、内科健診、歯科検診、歯磨き指導、おやつ指導が受けられます。	● 対象者には通知が届きます。 ● 南条保健福祉センターで年4回実施。 
	歯ピカ☆教室 (2歳児)	親子の歯の健康のための教室。むし歯予防の話や歯磨き指導などの教室のほか、フッ素塗布、育児相談などが受けられます。	
	3歳児健診	身体測定をはじめ問診や発育相談、内科健診、歯科検診、視力・聴力検査、栄養相談などが受けられます。	

夜間や休日にお子さまの体調が悪くなった時…

こども医療電話相談 # 8 0 0 0

休日・夜間の子どもの症状に困ったときに#8000をプッシュすることで小児科医師・看護師に電話で相談でき、対応や受診する病院についてアドバイスを受けることができます。
(携帯電話からもご利用いただけます)



電話

#8000 または **0776-25-9955**

相談時間

月曜～土曜／午後7時～翌朝9時
日曜・祝日／午前9時～翌朝9時

むし歯のない子表彰

対象者 3歳児、5歳児、小学6年生、中学3年生

町では、むし歯のないお子さんたちを表彰しています。口の中を清潔に保ち、むし歯から健康な歯を守りましょう。





困ったときは相談しよう

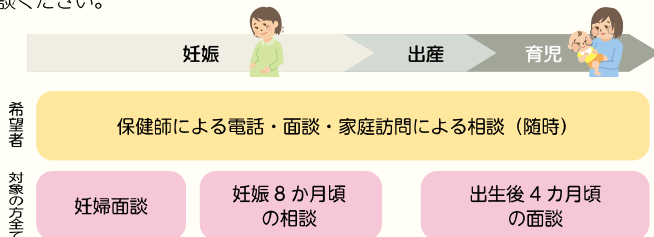
—妊娠から子育てを切れ目なくサポートします—

南越前町子育て世代包括支援センター

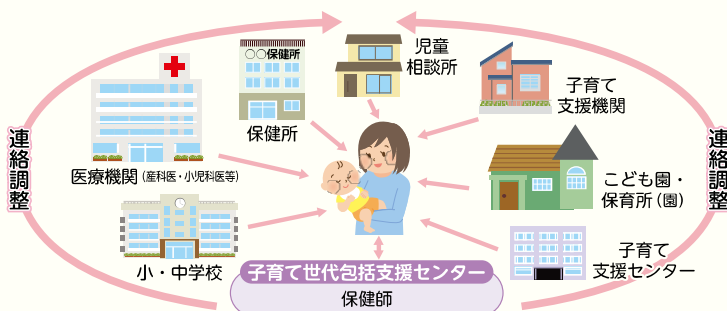
子育て世代包括支援センターは、「妊娠中は何かから始めたらいいんだろう?」「子育てはどうしたらいいの?」など、妊娠から子育てに渡るまでの様々な悩み、質問、相談に関し保健師等が相談をお受けする総合相談窓口です。

■ 伴走型相談支援事業

妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない伴走型支援を保健師が行っています。上記のような妊娠・出産・育児に関する悩みや不安、予防接種や健診に関することなど、お気軽にご相談ください。



■ 関係機関と連携し子育てを応援します！



南越前町子育て世代包括支援センター

☎ 0778-47-8007

所在地 南越前町東大道 29-1 保健福祉課内

受付日 月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）

受付時間 8 時 30 分～ 17 時 15 分

※家庭訪問による相談も受け付けております。

町が実施する相談の場

■ お子さんのことばに関する相談

ことばが増えない、正しく発音できない、繰り返ししたり詰まったりする等、お子さんのことばに関する相談をお受けします。

子育て
相談室

内容：言語聴覚士による個別面談
会場：南条保健福祉センター
回数：年間4回

■ お子さんの子育てに関する相談

保護者が町内こども園、保育所（園）に園児を迎えに行く時間に併せて、気軽に専門職に育児相談ができます。

すくすく
ルーム

内容：お子さんが所属する園での専門職による個別相談
会場：町内こども園、保育所（園）
回数：各園2～4回

■ 母子の健康や子育てに関する相談

妊娠前～産後の女性の体調の変化や、お子さんの体調の変化・育児等について気になっていることを、携帯電話から気軽に小児科・産婦人科医師、助産師に相談ができます。

小児科・
産婦人科
オンライン
相談

内容：小児科・産婦人科医師及び助産師による無料オンライン相談
方法：携帯電話にて会員登録後、随時相談が可能です。
※会員登録には町民専用の合言葉が必要です。保健福祉課にご連絡ください。

■ お子さんの育てにくさに関する相談

落ち着きがない、気が散りやすく集中が難しい、偏食が強い、ひどいくせがあるなど、子育てで心配なことについて相談をお受けします。

子育て
相談室

内容：心理士による個別相談
会場：南条保健福祉センター
回数：年間4回

すくすく
カフェ

内容：心理士、保健師を交えた保護者同士の交流
会場：南条保健福祉センター
回数：年間4回

巡回
発達相談

内容：保育カウンセラーによるこども園などでの集団生活の観察・保護者相談
会場：町内こども園、保育所（園）
回数：各園2～4回

すくすく
ルーム

内容：お子さんが所属する園での専門職による個別相談
会場：町内こども園、保育所（園）
回数：各園2～4回

ぽかぽか
広場

内容：小集団での親子遊びを通した子育て相談
回数：年間4回

ストップ児童虐待～児童虐待に苦しまないために～



児童虐待とは…体罰や暴言など、痛みや苦しみ、恐怖心等を子どもに与えて関わる行為のことです。

児童虐待
の
背景

- 保護者の心配事や負担感、孤独感に関する事（相談できる人がいない等）
- 子どもの年齢や特性等に関する事（育てにくさ 等）
- 保護者のこれまでの体調や周囲の言動に関する事（虐待を受けて育った、親の育て方が悪いと責められた 等）

保護者や家族ができること

子育てを家族だけで抱えることは大変なことです。周囲の方や下記にご相談ください。

周囲の方ができること

児童虐待かもと思ったら、通告を行い、専門家の支援に繋がしましょう。通告された方が責任を問われることはありません。

- 南越前町子ども家庭総合支援拠点（保健福祉課内） ☎47-8007
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（いち・はや・く）



子育て支援センターに 行ってみよう

子育て支援センターとは、家庭で子育てをしているパパ、ママの育児をお手伝いするところです。

町内には、南条子育て支援センターと今庄子育て支援センター（わかば）、河野子育て支援センターがあります。未就園児で0歳から小学校就学前のお子さんを子育てしている方なら、どなたでもご利用できます（利用は無料）。親子が一緒に遊ぶことを通して、コミュニケーションを深めたり、家庭が抱える子育ての悩みや不安などの相談、お子さんとの関わり方、ふれあい遊びの提案、子育て情報の提供などが受けられます。



利用者の声



集団の中では話にくいことでも、子育ての悩みなど相談にのってもらえるので安心します。

県外から嫁いできたので親子共々友達ができてうれしいです。



手作りおもちゃや離乳食などを教えてもらい、作る楽しさを知ったり、気分転換ができて支援センターに行くのが楽しみです。



南条子育て支援センター

TEL 47-2411

FAX 47-2662

所 在 地：東大道 23-14-4（南条こども園併設）

開設時間：毎週月～金曜日

午前9時から午後4時（正午から午後1時までは「お食事タイム」）

■ ほやほやだより

子育て支援センターの活動や子育てトーク、各種行事をまとめたものを、毎月発行しています。

■ 育児相談

子育てに関する不安や悩みについて、保育士等からのアドバイスが受けられます。

今庄子育て支援センター「わかば」

TEL 45-0788

FAX 45-2555

所 在 地：今庄 28-10-2（今庄なないろこども園併設）

開設時間：毎週月～金曜日

午前9時から午後4時（正午から午後1時までは「お食事タイム」）

■ わかば通信

子育て支援センターの活動や子育てトーク、各種行事をまとめたものを、毎月発行しています。

■ 育児相談

子育てに関する不安や悩みについて、保育士等からのアドバイスが受けられます。

河野子育て支援センター

TEL 48-2321

所 在 地：甲楽城 16-1-27（河野児童館内）

開設時間：毎週月～金曜日

午前9時30分から午後0時30分

■ 河野子育て支援センターだより

子育て支援センターの活動や子育てトーク、各種行事をまとめたものを、毎月発行しています。

■ 育児相談

子育てに関する不安や悩みについて、支援員等からのアドバイスが受けられます。



保育園・認定こども園の利用について

保育所(園)・認定こども園の利用にあたって

1 南越前町内の保育施設

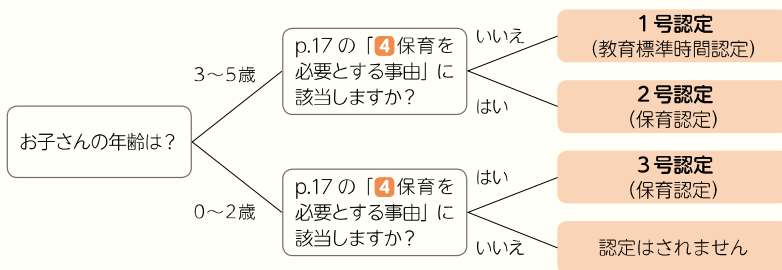
施 設	南条こども園	今庄ないうこども園	湯尾保育所	河野保育園
住 所	東大道 23-14-4	今庄 28-10-2	湯尾 72-15	今泉 19-48-4
電話番号	☎ 47-2227	☎ 45-0788	☎ 45-1168	☎ 48-2123
受入れ対象乳幼児	満 6 か月児～ 5 歳児	生後 9 週以降の 乳幼児～5 歳児	満 6 か月児～5 歳児	
入所・入園 条件	(1 号認定) 3 歳児～小学校就学前まで		(2・3 号認定) 家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児	
	(2・3 号認定) 家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児			

2 教育・保育利用時間

区分に応じた教育・保育利用時間は次のとおりです。

1号認定	教育標準時間	最長5時間 8:00～13:00の間
2・3号認定	保育標準時間	最長11時間 7:00～18:00の間 (フルタイム就労を想定した利用時間)
	保育短時間	最長8時間 8:30～16:30の間 (パートタイム就労を想定した利用時間)

3 保育所・認定こども園を利用するには「支給認定証」が必要です



4 保育を必要とする事由・保育の必要量

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2・3号認定）には次のいずれかに該当することが必要です。

また、同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量の区分には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分です。

	事 由	2号、3号認定		保育利用可能期間
		保育必要量		
		保育標準時間	保育短時間	
①	就労（月 48 時間以上）	就労時間等によって判断		就労開始予定日から小学校就学前まで
②	妊娠・出産	○	○ （産後3ヶ月からは短時間）	産前 6 週から産後 6 ヶ月まで ※有効期間は、出産日から起算して 6 ヶ月が経過する月の末日までとし、上記以降は左記の事由のいずれかに該当がない場合は退園
③	疾病・障害	○		事由に該当した時から事由から外れるまで
④	同居親族の介護・看護	○		
⑤	災害復旧	○		
⑥	求職活動		○	最長3ヶ月間(年度途中の入所は不可)
⑦	就学（職業訓練含む）	○		入学予定日から卒業予定日の月末まで
⑧	虐待・DVのおそれ	○		事由に該当した時から事由から外れるまで
⑨	育児休業取得中		○	必要な期間
⑩	その他	状況によって判断		必要な期間

5 入園の申込について

- 毎年10月初旬から11月初旬の期間に入園の申込を受付けています。
- できるだけ、入園受付期間に希望の保育園もしくは役場保健福祉課に申し込むようお願いします。

6 年度途中（4月以降に入園）希望について

- 産休および育休明けの途中入園も、期間内（10月初旬から11月初旬まで）に必ず予約申し込みをしてください。
- 求職中の方は、年度途中の入園予約はできません。
- 近年、途中入園は大変厳しくなっております。申込期間を過ぎても年度内の入園受付はご希望に添えない場合もあります。

保育カウンセラー事業

町内の保育所・認定こども園では、定期的に臨床発達心理士の巡回を受け入れ、集団生活の中でのお子さんの様子の観察を通した保育方法の支援を受けています。



助成・手当を活用しよう

子育てをする際に、助成・手当はパパ、ママの大きな味方。どんな制度があるのかチェックして活用しましょう。

名 称	対 象 者	内 容	問い合わせ
チャイルドシート 購入費の補助	チャイルドシートを購入した方	お子さん1人につきチャイルドシート1台の購入額の2分の1の額の補助金が受けられます。上限は 8,000 円です。	総務課 47-8016
特定不妊治療費 助成事業	特定不妊治療等（先進医療、 国で審議中の治療含む）及び 男性不妊治療を受けられた方	下記のとおり助成が受けられます。 ・ 特定不妊治療等 年間 600,000 円 上限 ・ 男性不妊治療 200,000 円 上限 (年 1 回を限度)	保健福祉課 47-8007
伴走型相談支援 事業及び出産・ 子育て応援給付 金支給事業	妊婦・子育て世帯等に対する 切れ目のない伴走型相談 支援として、保健師等による 面談を受けられた方	下記のとおり支給されます。 ①出産応援ギフト 50,000 円相当 (保健師等による妊婦面談 を受けられた妊婦の方) ②子育て応援ギフト 50,000 円相当 (保健師等による出生後面談 を受けられた養育者の方)	保健福祉課 47-8007
児童手当	0歳から中学校修了までの お子さんを養育する方	お子さん 1 人につき下記月 額が支給されます。 0～3歳未満 ・ 一律 15,000円 3歳～小学校修了まで ・ 第1子、第2子：10,000円 ・ 第3子以降：15,000円 中学生 一律 10,000円 所得制限以上 ・ 一律 5,000円 所得上限以上 支給なし (令和 4 年 6 月現在)	町民税務課 47-8015

名 称	対 象 者	内 容	問い合わせ
子育て支援金	出生してから引き続き18歳に達する日以降の最初の年度末(3月31日)まで南越前町に住所を有する見込みのあるお子さんを養育する方。また、町外より南越前町に転入し、中学校修了前のお子さんを養育する方。	第1子及び第2子は100,000円、第3子以降は300,000円です。 (転入者の方)第1子及び第2子は50,000円、第3子以降は150,000円です。	保健福祉課 47-8007
すくすく保育支援事業	南越前町内の保育所に入所するお子さんのうち、第2子以降のお子さん	第2子は世帯合計所得割額が169,000円未満で保育料無料。第3子以降は、所得に関係なく保育料無料。	保健福祉課 47-8007
子ども医療費の助成	0歳から18歳(18歳に達する日以降の最初の年度末)までのお子さん	医療保険適用による医療費、入院時の食事代などの助成が受けられます。 ※医療費受給者証を提示していただくこと窓口での支払いが原則無料になります。	町民税務課 47-8015
妊婦インフルエンザ予防接種費用の助成	妊婦の方	インフルエンザ予防接種費用の助成が受けられます。	保健福祉課 47-8007
子どもインフルエンザ予防接種費用の助成	6か月から18歳までのお子さん	6か月から13歳未満は2回、13歳から18歳までは1回、インフルエンザの予防接種を町内医療機関にて無料で受けられます。	保健福祉課 47-8007
医療行為により免疫を失った場合の予防接種再接種費用の助成	骨髄移植・抗がん剤治療等により定期予防接種の免疫が消失したため、再接種が必要と医師に判断された方	接種済みの定期接種で、医師に接種の必要性が認められた予防接種について、接種費用の助成が受けられます。	保健福祉課 47-8007
在宅育児応援手当支給事業	生後8週から満3歳未満で第2子以降のお子さんを養育する方	下記条件をすべて満たす方に、お子さん1人あたり月額10,000円支給します。 ①児童手当受給者であること ②保育所等に入所していないこと ③育児休業給付金をもらっていないこと ④税の滞納がないこと ⑤生活保護を受けていないこと ⑥暴力団関係者ではないこと ⑦世帯の合計所得割額が57,700円未満であること ※①～⑥の要件は配偶者も条件を満たす必要があります。	保健福祉課 47-8007

対象者要件として、南越前町に住所を有することが必要です。



ひとり親家庭のための制度

ひとり親家庭に対する経済的負担を減らせるようにとさまざまな制度があります。

児童扶養手当

内 容：次のいずれかに該当する 18 歳未満（障害のある場合は 20 歳未満）のお子さんを監護し、かつ生計を同じくしている場合に手当を支給します。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑦ 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童等

※公的年金等を受給している方については、児童扶養手当額が年金額より高い場合にのみ、その差額が支給されることになります。

※所得制限があります。

問い合わせ 町民税務課：47-8015

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

対 象：配偶者のない女子または男子で 20 歳未満のお子さんを扶養している方、母子・父子福祉団体、父母のないお子さん、配偶者のない女子であってかつて母子家庭の母であった方

内 容：以下の貸付を行います。

- 事業開始資金
- 事業継続資金
- 修学資金
- 技能習得資金
- 修業資金
- 就職支度資金
- 医療介護資金
- 生活資金
- 住宅資金
- 転宅資金
- 就学支度資金
- 結婚資金

※基本は無利子ですが、修学資金・修業資金・就職支度資金・就学支度資金以外については、条件によって 1.5%の利子がつきます。

※所得制限があります。

※その他条件があります。

問い合わせ 丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 福祉課：0778-22-4135

ひとり親家庭等医療費助成事業

内 容：母子家庭（または父子家庭）の母（または父）とお子さん（満 20 歳未満）が医療機関にかかった際の医療保険適用による医療費、入院時の食事代などを助成します。

※児童扶養手当の所得制限（一部支給）を準用します。

問い合わせ 町民税務課：47-8015

母子家庭等日常生活支援事業

対 象：母子家庭、または父子家庭であって、自立促進に必要な事由または社会通念上必要と認められる事由により一時的に生活援助が必要な家庭、または生活環境等が激変し、日常生活を営むのにとくに大きな支障が生じている家庭

内 容：育児や食事の世話などを行う家庭生活支援員を派遣します。

保育サービス（子育て支援）と家事、介護その他の日常生活の便宜（生活援助）とに区分され、その内容は以下の通りです。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 乳幼児の保育 | 2 児童の生活指導 |
| 3 食事の世話 | 4 住居の掃除 |
| 5 身の回りの世話 | 6 生活必需品等の買い物 |
| 7 医療機関等との連絡 | 8 その他必要な業務 |

※ニーズに応じて、時間外、休日、夜間の利用などのご相談に応じます。

利用料：	利用世帯の区分	子育て支援	生活援助
	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
	児童扶養手当支給水準の世帯	70 円	150 円
	上記以外の世帯	150 円	300 円

※1 時間あたりの料金です。

※利用者の居宅で子育て支援を行う場合は、生活援助の単価となります。
また、お子さんの人数によっても変わります。

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

母子家庭等世帯の児童高校通学費助成制度

対 象：高等学校等に在籍するお子さんのいる母子家庭または父子家庭

内 容：通学に要する JR 及び路線バスなどの公共交通機関における利用区間の定期券購入費用の一部を助成します（6ヶ月定期券購入費用の2分の1の額）。

期 間：お子さん1人につき3年間を限度とします。

※児童扶養手当の所得制限（一部支給）を準用します。

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

その他の制度

- 保育料の軽減
 - 病児保育の利用料の軽減
- ※所得制限があります。
※その他条件があります。



障害のあるお子さんをもつ 家庭のための制度

障害のあるお子さんをもつ家庭のための主な制度です。

※支給額は変動することがあります。

障害者手帳制度

対 象：身体障害者手帳（障害の程度により 1 ～ 6 級の 6 段階に区分）

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続的な障害があり、法律等に定める障害程度基準に該当するお子さん

対 象：療育手帳（障害の程度により A1、A2、B1、B2 の 4 段階に区分）

知能指数（IQ）がおおむね 70 ないし 75 までのお子さん

対 象：精神障害者保健福祉手帳（障害の程度により 1 ～ 3 級の 3 段階に区分）

精神疾患があり、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があるお子さん

※各手帳をもつことにより、それぞれの障害やその障害程度に応じ、各種助成制度や福祉サービスを利用することができます。

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

特別児童扶養手当

対 象：一定以上の障害のあるお子さんを養育する方

支給額：1 級／月額 52,400 円 2 級／月額 34,900 円（令和 4 年 4 月現在） ※所得制限あり

問い合わせ 町民税務課：47-8015

障害児福祉手当

対 象：重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にあるお子さんを養育する方

支給額：月額 14,880 円（令和 2 年 4 月現在） ※所得制限あり

問い合わせ 保健福祉課：47-8007 丹南健康福祉センター 武生福祉保健部：22-4135

重症心身障害児福祉手当

対 象：一定以上の障害のあるお子さんを養育する方で、障害児福祉手当や特別児童扶養手当等の支給を受けられない方

支給額：月額 3,000 円

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

知的障害児激励金支給事業

対 象：療育手帳をもつ知的障害のあるお子さんを在宅で養育している方

支給額：年額 5,000 円

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

知的障害児施設等通所費助成事業

対 象：療育手帳を所有

内 容：障害児関係施設の通所、または通学に要する JR 及び路線バスなどの公共交通機関における利用区間の定期券購入費用相当額の一部を助成します（2 分の 1 の額）。ただし、他制度から交通費の手当、助成金が支給されている場合その額を控除。

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

重度障がい児医療費無料化事業

- 対 象：各障害者手帳の障害の程度が次のいずれかに該当するお子さん
- 1 身体障害者手帳 1～3 級
 - 2 療育手帳 A1、A2、B1 または B2 の一部
 - 3 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級かつ自立支援医療（精神通院）受給者
- 内 容：医療機関にかかった際の医療保険適用による医療費、入院の食事代などを助成します。
（所得制限あり、上記 3 のお子さんは通院医療費のみ）

問い合わせ 町民税務課：47-8015

障害福祉サービス等の利用

- 対 象：身体、知的（発達障害を含む）、精神に障害のあるお子さん
- 内 容：障害者自立支援サービスにもとづく各種サービス等が利用できます。
- 1 障害福祉サービス（居宅介護、放課後等デイサービス、短期入所等）
 - 2 地域生活支援事業（相談支援、日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター、日常生活用具の給付等）
 - 3 自立支援医療（精神通院、育成医療等）
 - 4 補装具購入費等の助成（装具、車椅子、補聴器など）※所得制限あり
- 利用額：原則、各サービス等に要する費用（価格）の 1 割相当額
（条件により、減免・免除制度あり）

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

福祉タクシー利用料金助成事業

- 対 象：各障害者手帳の障害の程度が次に該当し、児施設に入所されていないお子さん
- 1 身体障害者手帳 1 級または 2 級
 - 2 療育手帳 A1 または A2
 - 3 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級
- 内 容：タクシー利用の際の料金の一部を助成します。
- 助成額：タクシー乗車券 500 円（年間最大 72 枚）
※ただし、年度途中で申請があった場合、申請月からその年度の 3 月分までの月割交付（月数×6 枚）となります。

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

早期療育支援金支給事業

- 対 象：身体の障害や知的障害等のある未就学のお子さん
- 内 容：児童発達支援センター等への通所並びに医療機関への通院にあたり支援金を支給します。
- 支給額：越前市内 1 回あたり 500 円
越前市以外 1 回あたり 1,000 円

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

心身障害者（児）紙おむつ支給事業

- 対 象：紙おむつを使用し、在宅で介護を受けている身体の障害や知的障害があるお子さん
- 内 容：紙おむつ購入費用の一部を助成します。
- 支給額：購入費用の 3 分の 2（ただし月額 6,500 円を補助対象限度額とする）

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

その他の制度

- ・住宅改造費の助成制度（身体障害者手帳 2 級以上の視覚障害・肢体不自由の場合に限る）
- ・公共交通機関等運賃、有料道路通行料金等の割引制度
- ・各種税金（所得税、住民税、自動車税等）の控除・減免制度
- ・携帯電話使用料の割引制度
- ・障害扶養共済制度

いずれも対象者要件として、南越前町に住所を有する必要があります。（一部特例があります。）



お子さんを預けたいとき

仕事や病気などで子育てができないとき、育児疲れでリフレッシュしたいとき、これらの制度を利用してください。

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

名 称	施 設 名	内 容																				
延長保育	南条こども園 湯尾保育所 河野保育園 今庄なないうこども園	保護者の就労や通勤などの理由により、通常保育時間を超え、延長してお子さんをお預かりします。 料金等 ● 1ヶ月単位…3,000 円／人 ● 1日単位……下記の表のとおり ◎教育標準時間—一時預かり <table><tr><td>認 定</td><td>7:00～8:00</td><td>13:00～18:00</td><td>18:00～19:00</td></tr><tr><td>1号認定（幼稚園部）</td><td>200 円</td><td>500 円</td><td></td></tr></table> ◎延長保育（短時間） <table><tr><td>認 定</td><td>7:00～8:30</td><td>16:30～18:00</td><td>18:00～19:00</td></tr><tr><td>保育短時間（8 時間）</td><td>200 円</td><td>200 円</td><td>200 円</td></tr></table> ◎延長保育（標準時間） <table><tr><td>認 定</td><td>18:00～19:00</td></tr><tr><td>保育標準時間（11 時間）</td><td>200 円</td></tr></table>	認 定	7:00～8:00	13:00～18:00	18:00～19:00	1号認定（幼稚園部）	200 円	500 円		認 定	7:00～8:30	16:30～18:00	18:00～19:00	保育短時間（8 時間）	200 円	200 円	200 円	認 定	18:00～19:00	保育標準時間（11 時間）	200 円
		認 定	7:00～8:00	13:00～18:00	18:00～19:00																	
		1号認定（幼稚園部）	200 円	500 円																		
		認 定	7:00～8:30	16:30～18:00	18:00～19:00																	
保育短時間（8 時間）	200 円	200 円	200 円																			
認 定	18:00～19:00																					
保育標準時間（11 時間）	200 円																					
一時保育		保護者の冠婚葬祭や疾病などによる緊急時や、育児疲れ解消などの理由により、保育所でお子さんを一時的にお預りします。 料金等 ● 3歳未満 半日：1,500 円 1日：3,000 円 ● 3歳以上 半日：1,000 円 1日：2,000 円 ● 第2子以降 無料																				
病児・病後児 保育	● 野尻医院「ままのて」 越前市 0778-22-5000 ● 公立丹南病院「えくぼ」 鯖江市 080-6367-6567 ● 斎藤病院「わらべ」 鯖江市 090-3765-0593 ● 福井県済生会乳児院 福井市 0776-30-0300 ● 福井総合クリニック 福井市 0776-21-1300 ● 福井愛育病院 愛育ちびっこハウス 福井市 0776-54-5757 ● 大滝病院 病児病後児保育園 福井市 0776-43-6855	お子さんが病気または病気回復期に、まだ集団保育ができず、保護者も就労などの理由により、家庭で保育できないとき、一時的にお預かりします。利用希望されるときは、利用希望施設へご連絡ください。 料金等 半日：1,000円 1日：2,000円 就学前児は全員無料 ※一旦施設に利用料をお払いいただき、その後保健福祉課に助成手続きをお願いします。																				



所在地

南条こども園

東大道 23-14-4

☎ 47-2227

今庄なないうこども園

今庄 28-10-2

☎ 45-0788

湯尾保育所

湯尾 72-15

☎ 45-1168

河野保育園

今泉 19-48-4

☎ 48-2123

子育て短期支援事業

■ ショートステイ

内 容：保護者の疾病、出産をはじめ、冠婚葬祭などの社会的理由により、お子さんの養育が一時的に困難となったとき、または、緊急一時的に保護を必要とするとき、宿泊を伴う養育サービスが受けられます。

料 金：2歳未満 5,350 円／日
2歳以上 2,750 円／日

■ トワイライトステイ

内 容：保護者の就労などが恒久的に夜間にわたるため、養育が困難な家庭のお子さんを午後 5 時から午後 10 時までの間、お預かりします。

料 金：平日 1,000 円／回
休日 1,800 円／回

実施場所

- ・生後 6 か月～3 歳未満
福井県済生会乳児院（福井市）
- ・2 歳以上
児童家庭支援センター 児童養護施設 一陽（越前市）

問い合わせ 保健福祉課：47-8007

すみずみ子育てサポート事業

保護者が疾病、出産、就職活動や冠婚葬祭などの社会的理由により、一時的に養育できない場合で、保育所や児童館などの子育てサービスを利用できないとき、お子さんを一時的にお預かりします。

子ども一時預かりの家“おんぶ”

実施場所：南条ふれあい会館

時 間：毎日（年末年始を除く）
午前 7 時～午後 8 時

対 象 児：生後 4 か月～小学 3 年生以下

利用料金：1 時間 450 円
（8 時間を超えると 1 時間 800 円）

複合型デイサービス てまり

実施場所：越前市 医療法人野尻医院内

時 間：毎週月～土曜日
午前 8 時 30～午後 5 時 30 分

対 象 児：小学 3 年生以下

利用料金：1 時間 350 円
（8 時間を超えると 1 時間 700 円）
昼食ご希望の場合… 500 円／回

第 2 子以降就学前までのお子さんの場合の利用料金は下記のとおりとなります。

- 子ども一時預かりの家“おんぶ” 50 円
- 複合型デイサービス てまり 無料



児童館で遊ぼう

児童館

児童館は、子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的としています。

「遊び」は子どもの人格的発達を促す上で欠かすことができない要素であり、遊びのもつ教育効果は他で補うことができないと言われています。子どもたちは遊びを通して考え、決断し、行動し、責任をもつという自主性・社会性・創造性を身につけます。

児童館で遊ぶには？

利用したい時に利用可能（利用時に窓口で記名し、好きな時間に帰宅）

- 平日：午前 9 時～午後 6 時
- 土曜日：午前 8 時～午後 6 時（要予約） ※祝日、年末年始除く

南条児童館

東大道 19-49-3
☎ 47-3354

今庄児童館

今庄 68-16-1
☎ 45-1564

湯尾児童館

湯尾 79-5
☎ 45-0046

河野児童館

甲楽城 16-1-27
☎ 48-2321



児童館内の活動

★放課後児童クラブ

児童館は「子どもの遊び場」の一つであり、誰でも自由に来館し遊べる場です。
対して放課後児童クラブは、家に帰っても保護者が仕事等でいないお子さんを保護者に代わって預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

対 象 者：保護者が仕事等のため日中家庭にいない児童

利用について：登録制です。利用申請書を提出してください。

利用料や申請については各児童館までお問合せください。

開 設 日 時：〈平 日〉放課後 ～ 18：00

〈長期休暇〉8：00 ～ 18：00

登所について：学校が終わり次第、直接クラブへ登所してください。

降所について：保護者によるお迎えが必要です。

お 問 合 せ：各児童館または保健福祉課 ☎47-8007 まで

★放課後子ども教室

地域の方の協力により、宿題・予習・復習の学習支援、スポーツ・文化活動等の体験活動、地域住民又は異なる年齢の児童の交流活動など様々な活動を企画・運営し、指導・見守りを行います。

対 象 者：すべての児童

利用について：準備の都合上、事前に参加希望を聞いています。

材料費等、一部負担金をいただく場合があります。

開 設 日 時：週2～4日

内 容：農業・園芸体験、もの作り教室、昔遊び体験、読み聞かせ等

お 問 合 せ：各児童館または教育委員会事務局 ☎47-8005 まで

南越前町 子育てマップ

南越前町は自然に恵まれたまち。山・海・里、いろいろなシーンでの体験は、次世代を担うお子さんたちにとって、きっと貴重な財産のひとつになるはず。さあ、家族でまちに出かけてみよう！



レインボーパーク南条



シュノーケリング体験



花はす公園



道の駅 南えちぜん山海里



南条SA公園

発行 南越前町 発行年月 令和 5 (2023) 年 3 月

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1 TEL : 0778-47-3000 (代)
FAX : 0778-47-3261